

第3章 子どもを支える学校づくり

基本目標5 地域とともにある学校づくり

学校・家庭・地域がそれぞれの教育的な役割と責任を自覚し、家庭の教育力向上を支援するとともに、家庭や地域と連携・協働した教育活動に取り組むことにより、「地域とともにある学校」の実現を目指します。

- 1 家庭・地域の教育力の向上
- 2 四日市版コミュニティスクールの推進
- 3 学校規模等適正化の取組



1 家庭・地域の教育力の向上

◆ ねらい

家庭・地域と連携して、子どもの生活リズムの向上を推進するとともに、家庭学習習慣の定着、規範意識の向上のための取り組みを進めます。

また、有害情報や登下校時の危険から子どもを守るため、安全・安心対策の取り組みを進めます。

◆ 取り組み指標とその評価

取り組み指標	現状値 H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標値
生活リズムや規範意識、家庭教育について、出前講座（生活リズムや非行防止、eネット安心講座等）やPTA等各種会議で啓発等を行った回数	56	58					80回

生活リズムや非行防止の研修、eネット安心講座の開催及びPTAを対象とした研修講座を開催しました。今後は乳幼児健診等も利用して早期からの啓発活動を行っていきます。

◆ 具体的な施策の現状と課題

(1) 生活リズム向上事業

○ 「早ね・早おき・朝ごはん」運動の啓発

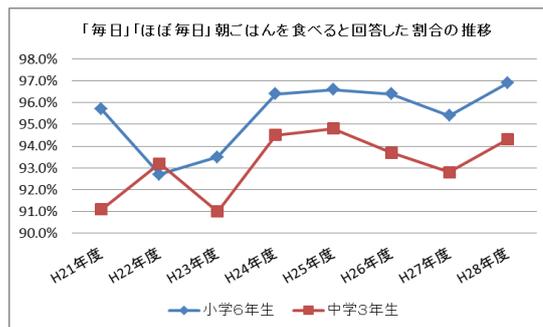
- ・ 市民運動の展開

平成 19 年度から子どもの生活リズムの改善を目指し、モデル校での取り組みを中心として、小・中学生の生活リズム向上に努めました。

規則正しい生活習慣が身に付いている児童生徒は、学力が高い傾向にあることが全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙から明らかになっています。

- ・ 就学前の子どもとその保護者へ啓発

四日市市生活リズム向上実行委員会において、就学前の子どもたちとその保護者への啓発や指導が将来の青少年の健全育成にとっても、大変重要であるということが確認されました。



	「いつも食べない」と回答した割合			
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
3歳児	未調査	1.7%	2.4%	3.3%
4歳児	3.2%	2.5%	2.4%	3.3%
5歳児	3.0%	2.3%	2.6%	3.5%

※ 平成 25 年度は、公立保育園・幼稚園の 4 歳児、5 歳児のみ実施。
平成 26 年度以降は、公私立の保育園・幼稚園 3 歳児～5 歳児に実施。

【表 1】子どもの生活状況調査より

- ・ 生活状況調査の結果より

就学前の子どもたちへの早期啓発に取り組むため、平成 25 年度より生活状況調査を実施しており、朝食を「毎日」「ほぼ毎日」食べると回答した割合は、これまでの継続した取り組みの結果、毎年度 95%前後となっています。しかし、「いつも食べない」（【表 1】参照）と回答した割合は、年々増える傾向にあります。

○ 生活リズムの向上 —基本的生活習慣の改善—

- モデル校を中心とした取組と生活リズム向上研修会の実施
10のモデル校園（中学校1、小学校2、幼稚園4、保育園3）に生活リズム向上事業を委託し、モデル校・園の実践紹介や生活リズムを整えることの重要性について、講師を招いて講演会を行いました。
- 生活状況調査の取組を通じた啓発
生活状況調査を市内の公私立保育園・幼稚園に継続して依頼し、就学前の子どもを育てる親への啓発に取り組みました。

◆ 今後の方向性

- 子どもの生活リズムを習慣化していくために、学校・園、地域、関係機関等が連携・協働して、大人（保護者）の意識も含めて向上できるよう、より具体的な方法を提示する等の工夫をし、子どもの生活リズム向上の取組を推進していきます。
- 早期啓発を行う重要性から、3歳児健診時を利用して「早ね・早おき・朝ごはん」等の生活リズムの大切さについて、年間を通して多くの保護者に啓発をしていきます。

(2) 規範意識向上に向けた取組

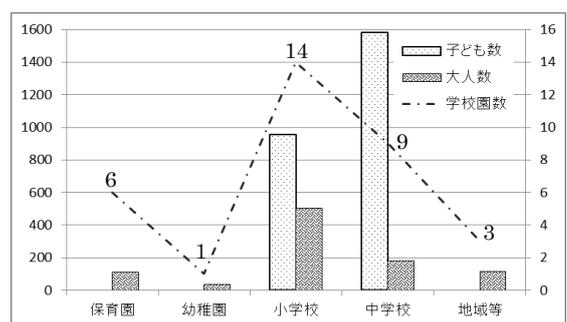
○ 家庭への啓発

- 家庭教育講座事業の委託
保護者が子育てがやしつけなど家庭教育のあり方を見つめ直したり、家庭教育に係る学習の機会を数多く提供したりするために、各校・園のPTAや保護者会に対し、家庭教育講座事業を委託しました。家庭教育講座では、各校・園の状況や地域性、子どもの成長段階に応じて様々な職種の方を講師に招き、研修会や講演会が実施され、多くの保護者の参加を得ました。
- 非行防止教室
警察と連携しながら、希望する学校を対象に非行防止教室を行いました。

◆ 今後の方向性

- 規範意識の向上に向けて、基本的な生活習慣の定着、非行防止、インターネット上の諸問題等、保護者のニーズに合ったテーマに関する家庭教育研修会、講演会または実技をともなう家庭教育講座を実施できるように支援していきます。
- 少年犯罪が低年齢化する現状に対して、家庭、学校・園、地域、関係機関の連携が必要となります。警察とも連携し、現状の課題や対策について情報発信を積極的に行います。

平成28年度 eネット安心講座実施数

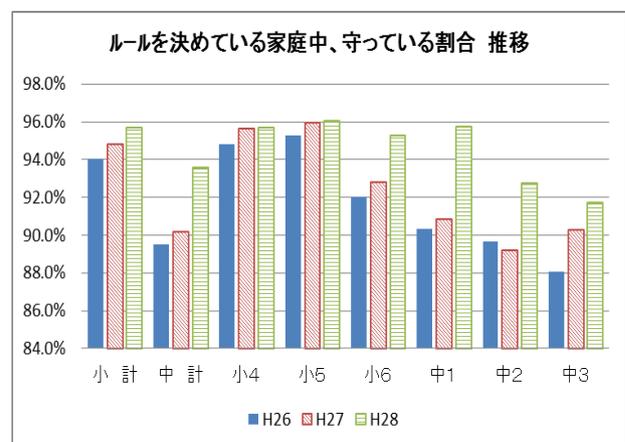
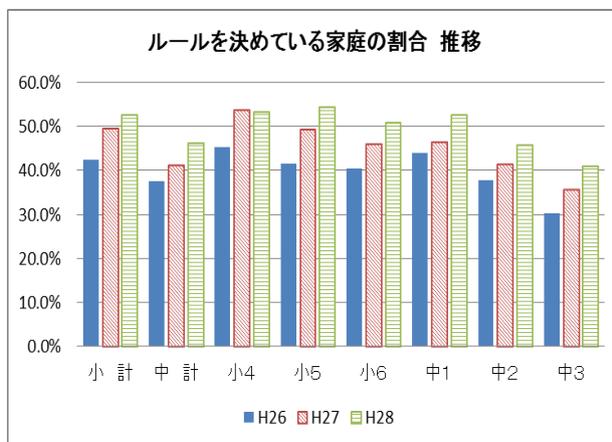


(3) 子どもの安全・安心対策の充実

○ 「こどもをまもるいえ」「こども110番みまもりたい」の設置

- 「こどもをまもるいえ」(34団体、計9,836軒)
子どもが登下校時に犯罪に遭いそうになった時、避難できる家の点検をしました。

- 「こども110番みまもりたい」(21事業所、計832台)
事業所の車両にステッカーを添付してもらい協力を依頼しました。
- スマートフォン等インターネット接続機器の正しい利用の啓発
 - 身近になる携帯電話
携帯電話の所有率は、小学4～6年生で42.0%、中学生で67.4%であり、学年が上がるにつれて増加しています。
 - 「eネット安心講座」「青少年ネット被害・非行防止研修会」の実施
パソコンや携帯電話等のインターネット接続機器についての安全・安心な利用方法やマナー・ルール等を周知する「eネット安心講座」(前頁グラフ)を行ったり、保護者や教職員を対象として有害情報等から子どもを守るために「青少年ネット被害・非行防止研修会」を開催したりしました。
 - 「家庭のルールづくり」「友達同士のルールづくり」の啓発



「家の人とルールを決めている」と回答した割合は、中学2、3年生を除く学年で50%を超えました(グラフ下左)。また、「家庭でのルールづくり」も浸透してきています。「家庭のルールを決めている」子どもの9割以上が、「ルールを守っている」「だいたいルールを守っている」と回答しています(グラフ下右)。そこで、「安全で安心なネット利用のために～親子で考えよう ケータイ・スマートフォンの正しい使い方～」啓発リーフレットを改訂し、市内の5歳児(年長児)から中学3年生までの全幼児・児童・生徒に配付して、家庭や友達同士のルールづくりや「フィルタリングの推奨」を中心とした啓発に取り組みました。

◆ 今後の方向性

- 地域での見守りを増やしていくことが、子どもの安全・安心につながっていくため、「こどもをまもるいえ」や「こども110番みまもりたい」について、地域や事業所に協力を依頼していきます。平成26年度から携帯電話を販売する市内の店舗(56店舗)に、啓発リーフレットの配架等を依頼したりすることも継続して取り組みます。
- スマートフォン等インターネット接続機器の利用に関する諸問題に対して、関係機関と連携し、出前講座・研修会の実施などの啓発活動を推進します。また、「家庭のルールづくり」や「フィルタリングの設定」の大切さについての啓発も進めます。
- 携帯電話等の所有率が低年齢化する中、より早期からの啓発や様々な場を利用した啓発に努めます。

2 四日市版コミュニティスクールの推進

◆ ねらい

四日市版コミュニティスクールを核として、保護者・地域住民の学校運営への参画の意識の醸成に努め、協働して教育活動に取り組む仕組みを構築することにより、地域とともにある学校づくりを推進します。

◆ 取り組み指標とその評価

取り組み指標	現状値 H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標値
①四日市版コミュニティスクールの指定校数（校）	20	27					55校
②コミュニティスクール委員長会議*及び委員研修会*の年間実施回数（回）	各1	各1					各1回 *継続

※コミュニティスクール委員長会議…各コミュニティスクールの取り組みの現状報告及び情報交換。

※委員研修会…保護者・地域住民等の参画・協働による活動の充実に向けた研修及び情報交換を行い、委員の資質向上を図るもの。

- ・ 取り組み指標①・・・「地域とともにある学校づくり」の推進をより加速化するため、H28年度から指定校を増やしました。今後も7校ずつ指定し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・ 取り組み指標②・・・毎年1回実施している委員長会議及び委員研修会は、各運営協議議会にとって有意義な意見交換の場となっています。今後も継続し、四日市版コミュニティスクールを推進していきます。

◆ 具体的な施策の現状と課題

（1）四日市版コミュニティスクールの推進

○ 四日市版コミュニティスクールの拡充

- ・ 「家庭・地域との協働」を推進するために、学校づくり協力者会議を発展させた四日市版コミュニティスクールを指定しています。平成18年度から3校をモデル校に指定し、平成22年度からは、順次、指定の拡大を図り、平成28年度末現在、市内小中学校27校を指定しています。
- ・ 保護者・地域が協働する四日市版コミュニティスクールの取り組みは、運営協議会が核となり、「地域全体で子どもを育てよう」とする気運が年々高まっています。また、この取り組みは、学校運営や教育活動の充実だけでなく、子どもの地域活動への参加や地域の方同士の交流の広がりなど、「地域コミュニティづくり」の充実にもつながっています。

(2) 地域人材を活用した四日市版コミュニティスクールの活動の充実

- 地域人材を活用した四日市版コミュニティスクールの活動状況
 - ・ 地域の特徴や人材を生かした取り組みを通して、地域の方々の「学校運営や教育活動についての理解」、「学校・家庭・地域それぞれが担う役割についての認識」、「教職員とともに学校づくりを進める当事者としての意識」が高まっています。

【地域の方々が参加する教育活動例】

小学校

- ・ 地域の田を活用した米作り体験、餅つき体験、野菜や花づくり体験、昔遊び体験
- ・ 地場産業や伝統行事学習の講師、工場見学案内
- ・ 図書室の整理や読み聞かせボランティア
- ・ 高学年のクラブ活動（茶道、華道、琴、ゲートボール等）の講師 など

中学校

- ・ キャリア教育の一環としての職場体験学習における協力事業所の紹介
- ・ 働くことの意義等について学習する際の講師
- ・ 防災学習をする際の講師
- ・ 放課後や長期休業中の学習支援 など

また、地域の防災訓練に小中学生が参加したり、学校における防災教室に地域の方が参加したりする活動をしているところもあります。



(3) 学校づくりビジョン実現のための支援の充実

- 学校づくりビジョン実現のための支援状況
 - ・ 学校と10人程度の委員で構成する運営協議会を設置し、校長の示す「学校づくりビジョン」の実現に向けて、主体的に協議を進めています。また、学校は委員の意見を積極的に取り入れ、教育活動の改善に取り組んでいます。
 - ・ 学校現場のニーズと地域の実態を共に理解していただいている退職教職員の方に学校運営協議会委員としての参画や学校支援ボランティアとしての参画等、四日市版コミュニティスクールの活動にご協力いただけるよう依頼しています。
- 委員研修会の開催状況
 - ・ コミュニティスクール委員研修会において、保護者・地域住民等の参画・協働による活動の充実に向けた研修及び情報交換を行い、委員の資質向上を図っています。

【平成28年度コミュニティスクール委員研修会】

内 容：講演 『コミュニティ・スクール』の求めるもの
講師 平林 哲也 一宮市教育センター 副センター長
：「各運営協議会における特色ある取組及び取組充実に向けての課題」を
テーマにグループに分かれて意見交換
参加者数 93名

○ 委員として人材の育成

- ・ 四日市版コミュニティスクールの取組みを地域へ積極的に発信し、認知度を一層高めることや、運営協議会委員として長期的に参画できる人材を育成することが、課題となっていました。PTA総会で委員を紹介し、取組みを発信したり、PTA会長として委員になられた方が、元PTA役員として運営協議会に残り、継続して活動していただいたりする運営協議会が増えてきています。今後も持続可能な取組みとなるよう、人材の発掘、育成に取り組んでいきます。

<運営協議会委員種別（平成28年度 246人）>

種 別	人数	割合(%)	種 別	人数	割合(%)
PTA関係	68	27.6	保護司・人権関係	5	2.0
自治会関係	42	17.1	教育関係	17	6.9
民生委員・児童委員、主任 児童委員関係	44	17.9	まちづくり委員、行政関係	22	8.9
社会福祉協議会関係、青少年 育成会関係	39	15.9	その他（防災や総合型スポ ーツ関係等）	9	3.7

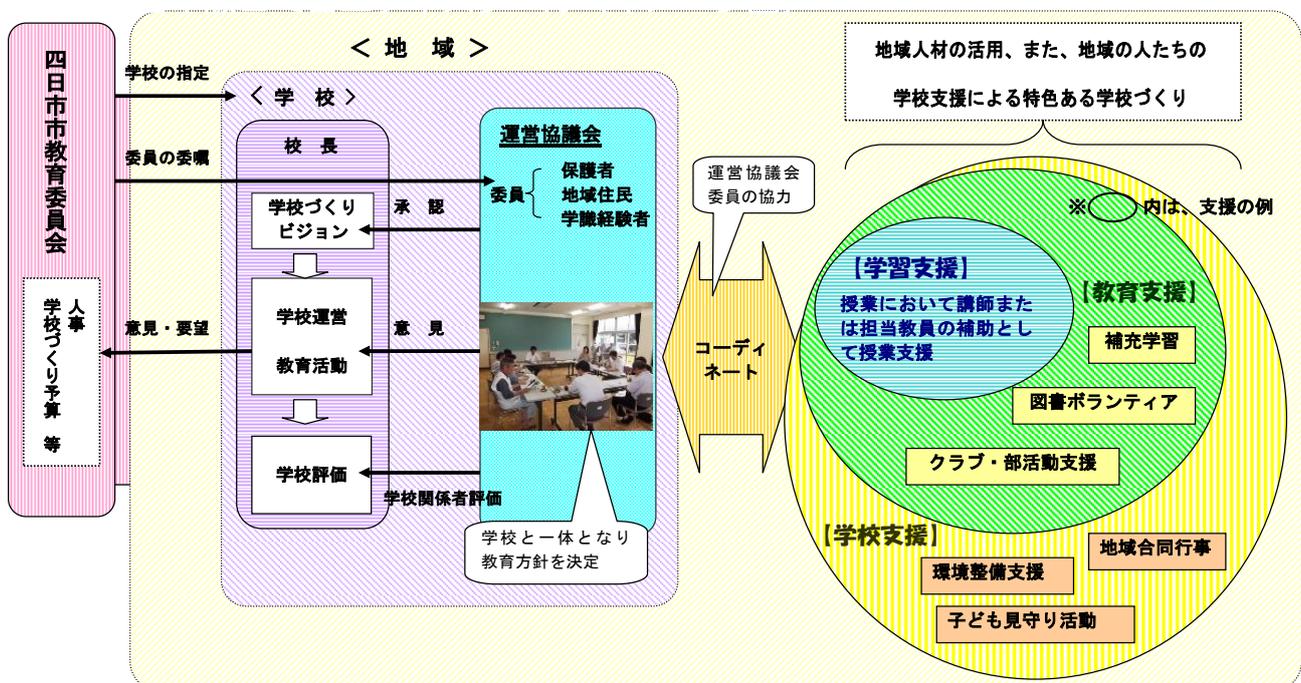
◆ 今後の方向性

- 「学校づくり協力者会議」から「四日市版コミュニティスクール」へ
 - ・ 四日市版コミュニティスクールは、「学校づくり協力者会議」をより発展させた組織として位置付け、単なる「地域に開かれた学校」から、保護者・地域が学校づくりに主体的に参画する「地域とともにある学校」への発展を目指します。
 - ・ 四日市版コミュニティスクール指定校を年次的に拡大していきます。平成33年度には市内全ての小中学校の指定を目指します。
 - ・ 平成33年度に市内全ての小中学校が四日市版コミュニティスクールに指定された段階で、学校づくり協力者会議は、解消となります。
 - ・ 四日市版コミュニティスクール運営協議会委員の役割は、学校評議員の役割を包括しているため、平成29年度以降、「四日市版コミュニティスクール運営協議会」指定校については、学校評議員を置かなくてもよいものとしします。

○ 四日市版コミュニティスクールの推進

- ・ 「地域とともにある学校づくり」を支援するための研修会等を開催するとともに、全国「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムへ委員の派遣を行います。
- ・ 四日市版コミュニティスクール運営協議会の活動を支援することで、保護者・地域住民が学校運営の改善や教育活動の充実に努めます。
- ・ 学校や地域資源についての情報を収集し、学校と地域をつなぐコーディネーター機能を高めるため、地域人材を活用し、活動の充実と発展を図ります。
- ・ 「特色ある学校づくり」の実現に向け、地域協力者等の活用を支援します。

<四日市版コミュニティスクールイメージ図>



3 学校規模等適正化の取組

◆ ねらい

適正な学校規模や学校配置の在り方について、基本的な考え方を取りまとめるとともに、学校規模等の適正化に向けた方針を示します。

また、学校規模の評価及び適正状況について毎年判定を行い、それぞれの判定における対応策を検討するとともに、対応に必要な学校への取り組みを進めます。

◆ 取り組み指標とその評価

取り組み指標	現状値 H27	H28	H29	H30	H31	H32	目標値
四日市市学校規模等適正化計画におけるD・E判定校に対する取り組みの実施	毎年度実施	実施					毎年度実施 *継続

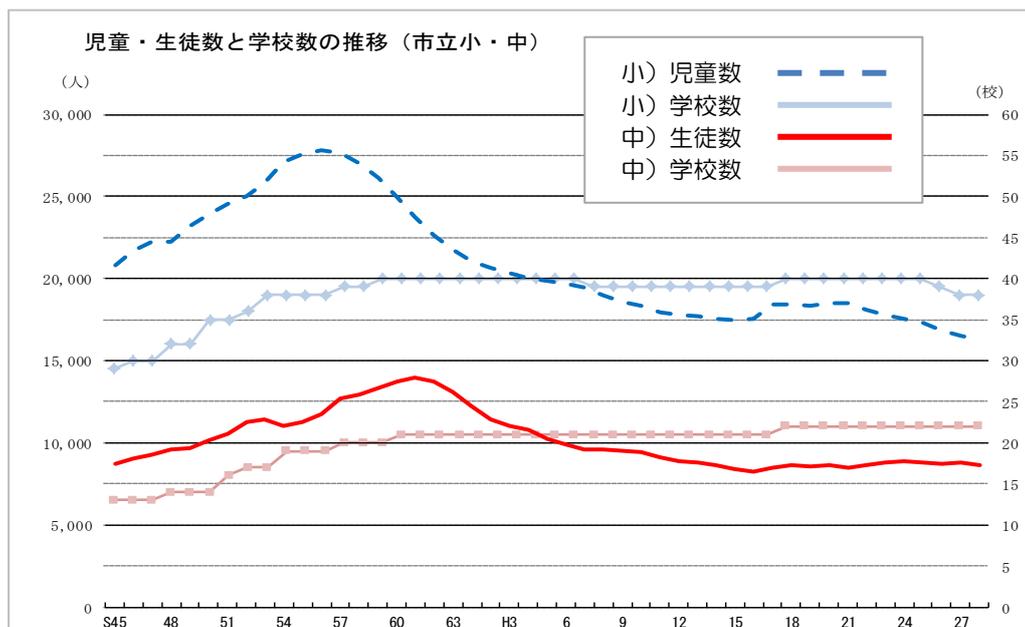
平成28年度の改訂では、全体を三部構成にし、第1編に学校規模等適正化の方針を、第2編に平成28年度推計および適正状況判定・対応を、第3編に平成27年度適正化計画に基づく対応状況を記載しました。

また、全市的な適正化に向けた取り組みを進めるために、四日市市学校規模等適正化検討会議での検討内容を反映させました。

◆ 具体的な施策の現状と課題

- 全国的な高齢化少子化の傾向により、児童生徒数は年々減少し続けており、現在は、昭和60年前後のピーク時と比較して約40%の減少となっています。

一方、市内の一部の地域では、市街化農地の宅地化や再開発などにより児童生徒数が増加し、学校が大規模化しています。



- 平成28年度は、平成27年度適正化計画において小規模校と判定された学校を訪問し、現状と今後の見通しを伝えるとともに、適正化を図るまでの取り組みとして、小規模のメリットを最大化し、デメリットを最小化するための事業を実施しました。

【対象校】橋北小、小山田小、三重北小、塩浜中、橋北中

【小規模校対策事業の具体的な取り組み】

地域と連携した防災教育・防災訓練、地域人材による特別授業
図書館まつり、なかよしタイム（異学年交流） 他

- 全市的な適正化に向けた取り組みを進めるため、平成28年度四日市市学校規模等適正化検討会議を開催し、検討内容を平成28年度改訂版に反映させました。

【平成28年度検討会議の概要】

- ・ 検討会議委員…学識経験者、地域関係者、保護者、学校関係者
- ・ 開催回数…3回
- ・ 検討会議のまとめより（抜粋）

① 学校規模等の適正化を進める上で念頭に置くべき点

- ・ 教育環境の充実・改善
- ・ 地域コミュニティの核としての性格への配慮
- ・ 教育の平等と魅力ある学校づくりの推進
- ・ まちづくりとの連携・行政が一体となった取組の必要性

② 地域コミュニティの核としての学校の役割に考慮した適正化の進め方

【小学校における適正化の考え方】

小学校は、行政区との整合性の要請が高いため、小規模校であっても、一つの行政区には最低一つの小学校を存続させることが望ましい。

ただし、義務教育段階における一定の教育条件を確保することが困難との見通しがついた段階で速やかに統廃合の検討を始めるものとする。

【中学校における適正化の考え方】

中学校は、一定規模の生徒集団による教育環境を確保するための検討を、速やかに始めることが望ましい。

③ 全市的な適正化に向けた話し合いの仕組みづくりの必要性

学校規模等適正化における全市的な学校配置の在り方について検討を行う際には、当該学校の地理的特性や歴史的経緯を踏まえ、周辺校も含めた広域的な視点から検討するとともに、市域全体をブロック化して検討するなど、学校区と行政区との状況にも配慮して検討することが望ましい。

◆ 今後の方向性

- 平成29年度改訂版の策定に向け、児童・生徒数推計を更新し、適正状況を判定します。また、学校規模等適正化計画平成28年度改訂版における適正状況判定によって検討対象校とされた学校への取り組みを進めるとともに、全市的な学校配置の在り方について検討を継続します。

【平成28年度改訂版における検討対象校】小山田小、水沢小、三重北小、中央小、塩浜中、橋北中

通学区域制度の弾力的運用について

◆ ねらい

児童・生徒を取り巻く環境は多様化しています。四日市市はその多様化に対応した教育を進めるために、地域の実情や児童・生徒、保護者の意向に配慮した通学区域の弾力的運用を行っています。この制度について、「四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱」を設け、状況に応じて通学指定校の変更をしています。

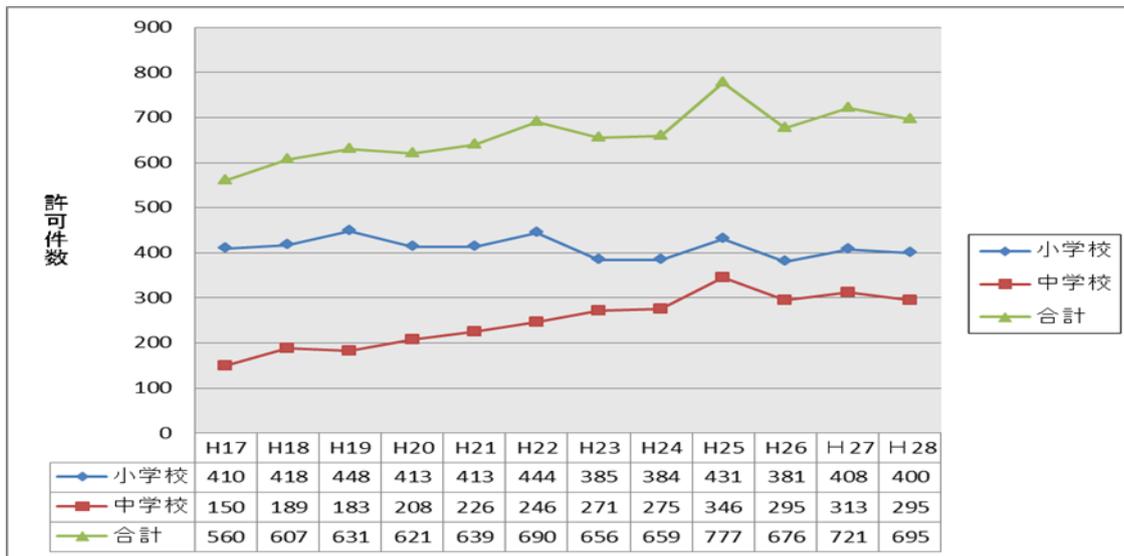
◆ 現状と課題

現在、四日市市における弾力的運用基準は12基準あります。下記の表に掲げる許可基準のいずれかに該当し、かつ安全な通学が見込める場合に限り、指定校の変更を認めています。

また、平成28年度は約2.78%の児童生徒に学区外通学の許可を行いました。

許可基準	事由
地理的条件	地理的に学区外通学が適当であると認められ、通学に支障のないとき
留守家庭	住民登録地において児童生徒の下校時に自宅に不在である等の理由で、父母の勤務先、祖父母の家又は学童保育所等のある校区の学校を希望する場合
住居建築中	住居の建て替えのために一時的な居所より通学せざるを得ない場合で、通学に支障のないとき
転居予定	転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合で、通学に支障のないとき
途中転居	転居後、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障のないとき
健康上の理由	児童生徒の健康上やむを得ないと認められるもの
住民票のみの異動	住民票が居所に無い場合
来日児童生徒	来日した児童生徒の日本語が不十分で、拠点校を指定した場合
教育上の配慮	不登校の理由により、児童生徒の教育上、学区外通学が適当であると教育委員会が認めた場合 園児・児童の交友関係で特に考慮する必要が認められる場合（いじめ、不登校の発生に配慮が必要と認められる場合に限る）
	入学時に兄弟姉妹が、通学希望校に既に在籍している場合
部活動への配慮	児童が中学校入学後、入部の意志を強く持っている部活動が通学区域の学校に存在せず、校区に隣接する中学校に該当する部活動が存在し、かつ上記の希望する中学校に安全に通学することが可能な場合
特別な事情	上記のほか、教育委員会が特に学区外通学が適当であると認めた場合
選択可能地区	児童・生徒が、教育委員会が定めた「選択可能地区」に居住している場合 また上記の他、教育委員会が特に通学距離に配慮が必要であると認めた場合

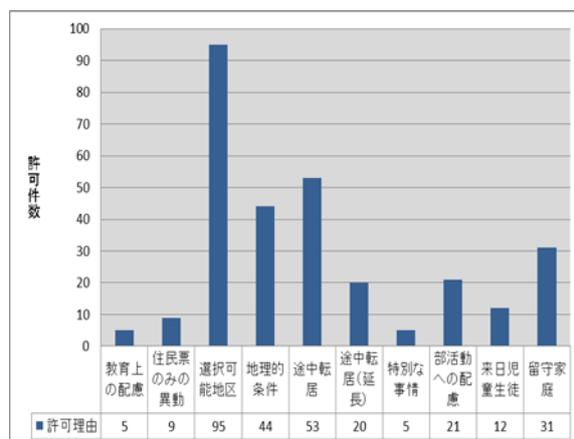
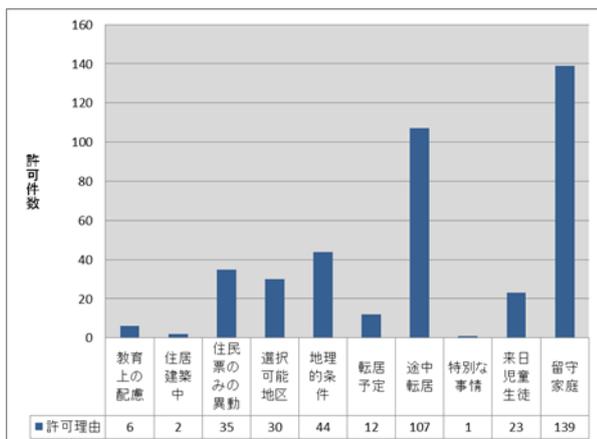
○学区外通学許可件数の推移（平成17年度～平成28年度）



○平成28年度学区外通学許可件数（小・中）の内訳

小学校

中学校



○ 学区外通学許可件数は28年度には小学校で400件・中学校で295件に達しています。また、学区外通学許可総人数は、1,628人（小学校918人、中学校710人）となっています。このような状況から、この制度の運用により、児童・生徒、保護者の意向をある程度満たしているものと思われます。

○ 通学区域制度の弾力的運用を進めていくことで、自治会・育成会等の地域活動からはずれてしまう家庭や児童生徒が増えることが考えられます。

◆ 今後の方向性

- 小・中学校を通じて通学区域の弾力的運用基準の周知を行います。
- 弾力的運用については、問題点を整理してより適正な運用を進めていきます。
- 通学区域の弾力的運用を発展させた学校選択制度については、他市の導入状況やその評価を参考にしながら、引き続き検討していきます。